

○菊池市総合体育館条例施行規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第41号

改正 平成19年教育委員会規則第4号

平成21年教育委員会規則第7号

令和3年2月22日教育委員会規則第5号

令和4年4月21日教育委員会規則第11号

令和5年8月21日教育委員会規則第5号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市総合体育館条例(平成17年条例第98号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により総合体育館を利用しようとする者は、利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するとともに、菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則(令和2年教育委員会規則第16号)に規定する予約システムを利用し、事前に予約を行うものとする。

(利用許可書等)

第3条 教育委員会は、利用を許可したときは、利用許可書(様式第2号)を交付する。

2 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の際に利用許可書を携帯し、係員(管理人)に提示しなければならない。

(利用期間の制限)

第4条 総合体育館の専用利用期間は、引き続き3日を超えてはならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、条例第9条第1項の規定により利用許可を取り消し、又は変更し、若しくは利用の停止を命ずるときは、総合体育館利用許可取消し(変更・停止)通知書(様式第3号)を利用者に交付する。

(使用料の納付)

第6条 利用申請者は、条例第11条第1項の規定による使用料を許可の際納付しなければならない。

(適格請求書の交付)

第6条の2 教育委員会は、条例第11条に定めのある使用料について支払があった場合は、適格請求書(領収書)(様式第7号)を交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、総合体育館使用料減免申請書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、総合体育館使用料還付申請書(様式第5号)に利用許可申請書を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災防止、盗難防止及び秩序の維持に努めること。
- (2) 許可なく利用許可を受けた施設以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等しないこと。
- (5) 許可を得ないで物品の販売をしないこと。
- (6) 許可を得ないで動植物を持ち込まないこと。
- (7) 許可された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 利用時間を厳守し、利用後は、直ちに整理し、清掃し、清潔の保持に努めること。
- (9) その他教育委員会の指示する事項に従うこと。

(破損等の届出)

第10条 入場者及び利用者は、総合体育館の施設及び設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに総合体育館施設破損届出書(様式第6号)を教育委員会に提出し、教育委員会の指示に従わなければならない。

(販売行為の禁止)

第11条 総合体育館の建物及び敷地内において、販売行為、宣伝、陳列、募集等他人を勧誘その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第16条第1項の規定に基づいて総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から第5条まで及び第9条から前条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊池市総合体育館条例施行規則(平成9年菊池市教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年教育委員会規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の菊池市総合体育館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年教育委員会規則第7号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(令和3年教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の菊池市総合体育館条例施行規則の規定は、令和3年2月1日から適用する。

附 則(令和4年教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教育委員会規則第5号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

様式第2号(第3条関係)

利用許可書

年 月 日

氏名

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

各施設条例等に従い、下記のとおり許可します。

菊池市教育委員会

使用施設：

使用日付 使用期間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
【使用上の注意】		使用料合計		
1. 関係条例及び規則を遵守し、係職員・管理人の指示に従わなければならない。 2. 利用中、施設を損じたときは、教育長の定める損害額を賠償しなければならない。 3. 利用中に第三者が施設に損害を及ぼした時は、利用者の責任において解決すること。 4. 許可を得ないで施設を変更し、又は工作してはならない。 5. 利用時間は、厳守すること。 6. 利用後は、必ず後片付け・掃除等を行い、原状に回復しなければならない。 7. 許可を得ないで物品を販売し、又は広告することはできない。 8. 利用者の責めに帰すべき事由による契約の解除時は、既納の使用料は還付しない。 9. 利用者の責めに帰すべき事由によつての事故は、市はその責を負わない。 ※利用許可書は、必ず管理人に提示して下さい。				

様式第7号(第6条の2関係)

適格請求書（領収書）

年 月 日

氏名
郵便番号
住所

電話番号
登録番号

菊池市教育委員会
登録番号 T2000020432105

下記金額を領収いたしました。

領収金額	円
------	---

10%対象 円（うち消費税 円）
非課税対象 円 ※印は非課税対象

使用施設：

使用日付 使用期間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				